



報酬月額に含まれる報酬の範囲

平成27年10月からの標準報酬制への移行については、共済ニュース「すこやか」平成25年10月号でお知らせしたとおり、これまでの手当率制から組合員の受ける「報酬月額(基本給+諸手当)」を標準報酬等級表に当てはめて標準報酬を決定し、これを掛金・負担金や短期給付の一部及び長期給付の算定の基準とすることとされました。

そこで今回は、この標準報酬の算定の基礎となる「報酬月額」に含まれる報酬の範囲についてご説明いたします。

報酬月額に含まれる報酬の範囲は原則として、**組合員が自己の労務の対償として受ける給料(基本給)、諸手当等の全てとなっています。**

詳細については、下表のとおりとなっています。

	報酬月額に含まれるもの	報酬月額に含まれないもの
通貨で支給されるもの	<ul style="list-style-type: none"> ●給料 ●諸手当(期末手当)、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当を除く。) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> 固定的給与と非固定的給与に区分 </div> ●報酬 …… 賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、組合員が労働の対償として受ける全てのものをいう。ただし、臨時に受けるもの及び三月を超える期間ごとに受けるものは、この限りではない。(原則として年4回以上支給されるものは「報酬」として整理) 	<ul style="list-style-type: none"> ●実費弁償的なもので出張旅費、赴任旅費、航海手当等、労務の対象とされていない年金、共済組合からの給付金、預金利子等 ●退職手当 ●期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当^(注1) ●災害派遣手当(武力攻撃災害派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急派遣手当を含む。)^(注2) ●賞与 …… 年3回以下支給されるもの
現物で支給されるもの <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 現在、総務省で所属所の状況を調査した結果を基に対応を検討中 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●食事、住宅、被服等通貨以外のもので支払われた現物給与(通勤手当に相当するものとして支給される定期券、回数券、乗車券等及び食事、住宅、被服等) 	<ul style="list-style-type: none"> ●食事(本人からの徴収金額が、標準価額により算定した額の3分の2以上の場合) ●住宅(本人からの徴収金額が、標準価額により算定した額以上の場合) ●被服(事務服、作業服等の勤務服等)

(注1) 期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当は、「期末手当等の額」として、「標準期末手当等の額」の算定の基礎となります(政令で規定)。

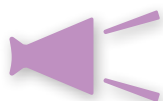
(注2) 災害派遣手当(武力攻撃災害派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急派遣手当を含む。)は、派遣職員が当該派遣により生活の本拠を離れ、派遣先の地方公共団体の区域に滞在するために必要となる経費について、派遣先の地方公共団体が支給する手当であり、日額旅費的な性格を有するため、報酬には含まれません。

なお、報酬月額に含まれることとなる報酬は、その性質に応じて次のように「固定的給与」と「非固定的給与」に区分されます。

- ① 固定的給与……勤務実績に直接関係なく、月等を単位として一定額が継続して支給される報酬
- ② 非固定的給与…勤務の実績に応じて変動する報酬

固定的給与	給料(給料表の給料月額)、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特勤手当(これに準ずる手当含む。)、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、管理職手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当等、その他
非固定的給与	特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、寒冷地手当、その他

(注) 上記の表は、あくまで一例であり、各所属所の給与条例等で判断し、区分されます。また、特勤手当(これに準ずる手当含む。)、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、特殊勤務手当については、支給方法や支給実態により、それぞれ区分が変更となります。



次回の共済ニュース「すこやか」において、標準報酬の「資格取得時決定」及び「定時決定」についてご説明いたします。